

## 西宮市学校給食栄養担当者会設置要綱

(目的)

第1条 栄養に関する専門性を有する栄養教諭及び学校栄養職員(以下「栄養教諭等」という。)が栄養に関する専門的事項について、その専門性を十分に発揮し学校給食の調査研究を深めるため、西宮市学校給食栄養担当者会(以下「栄養担当者会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 栄養担当者会は、小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の栄養教諭等で組織し、栄養担当者会に次の部会を置く。

- (1) 献立研究部会
- (2) 献立計画部会
- (3) 給食情報部会
- (4) 栄養管理部会
- (5) 衛生管理部会
- (6) 食育推進部会
- (7) 食育フェア部会
- (8) アレルギー部会

2 前号に掲げるもののほか、学校給食課長が前条の目的を達成するため特に必要と認める場合は、部会又は部会に代わる会を置くことができる。

(所管事務)

第3条 栄養担当者会は、次の各号に掲げる事項について研究協議し、教育委員会に報告を行うとともに学校現場においてその実践を指導する。

- (1) 学校給食における小学校及び義務教育学校(1年～4年)・中学校及び義務教育学校(5年～9年)それぞれの一月単位の献立の原案(以下「献立案」という。)の作成に関すること。
- (2) 学校給食献立検討委員会及び献立作成研究会からの献立案及び実施献立についての意見等に関すること。
- (3) 学校給食実施計画の策定に関すること。
- (4) 栄養管理に関すること。
- (5) 学校給食指導に関すること。
- (6) 衛生管理に関すること。
- (7) 給食物資に関すること。
- (8) 施設設備に関すること。
- (9) 作業管理に関すること。
- (10) 学校給食の食物アレルギーに関すること。
- (11) 食育の推進に関すること。
- (12) 学校給食実施に係る事務に関すること。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、学校給食の専門的事項に関すること。

(部会)

第4条 第2条に規定する栄養担当者会の部会構成及び活動内容については、おおむね別表のとおりとする。

(栄養担当者会)

第5条 栄養担当者会は、学校給食課長が招集する。

2 栄養担当者会は、毎月開催する。

- 3 栄養担当者は、栄養教諭等の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 議長及び書記は、学校給食課長が出席した栄養教諭等の中から指名する。
- 5 栄養担当者の議事等について事前協議が必要な場合は、学校給食課長が必要に応じ各部会から1名ずつ招集する。

(関係職員等の出席)

第6条 学校給食課長は、栄養担当者の議事に特に必要と認めるときは、関係職員等の出席を求め、説明及び意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 栄養担当者の庶務は、学校給食課で処理する。

付 則

この要綱は、平成26年1月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

別表（第4条関係）

各部会	小学校	中学校	義務教育学校 特別支援学校	活動内容
献立研究部会	4名	2名	いずれかの部会 に1名	○献立研究に関すること ・新献立の実施、調査、検討（調理実習） ・研究献立の残量調査に関すること ・既存献立の調整
献立計画部会	3名	1名		○給食実施、方法に関すること ・年間献立表に関すること ・パン・米飯の実施計画の検討 ・調理の基本に関すること
給食情報部会	4名	3名		○給食物資に関すること ・給食物資の品質管理 ・地産地消への取組及び研究 ・使用日別加工食品原材料一覧の確認 ○献立作成システムに関すること ・献立カードの新規作成、変更追加
栄養管理部会	4名	1名		○栄養管理に関すること ・学校給食摂取基準の充足及び食品構成等に関わる調査、献立内容の検討、調整 ・残量をなくすための取組
衛生管理部会	4名	1名		○衛生管理に関すること ・学校給食衛生管理指針の研究、指導資料の作成

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・献立作成システムにおける作業点検表の新規作成、変更追加</li> <li>○給食室関係の施設設備に関すること</li> <li>・施設設備の研究および消耗品の紹介資料作成</li> <li>・作業工程表を元に安全衛生管理の研究及び検討</li> </ul>
食育推進部会	4名	1名	<ul style="list-style-type: none"> <li>○食に関する指導及び食育推進に関すること</li> <li>・食に関する指導、食育推進に関する研究及び検討</li> <li>○選択給食実施、方法に関すること</li> <li>・選択給食実施後の研究及び検討</li> <li>・選択給食の充実及び実施についての研究</li> </ul>
食育フェア部会	5名	1名	<ul style="list-style-type: none"> <li>○食育フェアの実施に関すること</li> <li>・宮っ子給食・食育フェアの企画、立案、実施、記録</li> <li>・あったらいいな～こんな献立募集</li> <li>・食育フェスタへの参画に伴う企画、立案、実施</li> </ul>
アレルギー部会	4名	1名	<ul style="list-style-type: none"> <li>○食物アレルギーに関すること</li> <li>・献立名に関わる研究及び検討等</li> <li>・アレルゲン原材料の研究及び検討等</li> <li>・アレルギー対応マニュアルに関わること</li> </ul>

備考

- 1 栄養教諭等は、いずれかの部会に属することとする。